

第10章 委員会

(設置)

第46条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、次に示す委員会のほか、必要と認める委員会を設けることができる。

- (1) 企画運営委員会
 - (2) 編集委員会
 - (3) 資格制度運営委員会（研修委員会）
 - (4) 広報委員会
 - (5) 特命委員会
- 2 委員会は、第13条記載の社員総会決議事項及び第31条記載の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員の選任、業務の割当等)

第47条 各委員の選任、業務の割当及び解任は、理事会の承認のもと、当該委員会の委員長が行う。

(委員長)

第48条 委員会の委員長は、原則として、当該委員会の担当理事が務める。

(委員会の職務及び権限)

第49条 第46条1項に定める委員会は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 企画運営委員会
当法人の運営方針を構想し、理事会に提案すること及び関係団体との連携を図り、理事会の方針を踏まえて他の委員会を指揮すると共に、必要に応じ、その業務の一部を担当すること。
- (2) 編集委員会
当法人が発行する学術雑誌等について企画し、発行すること。
- (3) 資格制度運営委員会（研修委員会）
当法人が認定する資格の取得等のための研修講座の開催及び資格の認定審査を行うこと。
- (4) 広報委員会
当法人の広報を行うこと。
- (5) 特命委員会